

検討会におけるこれまでの議論の整理と
非識別加工情報の現状について
(論点整理に向けた課題の整理等)

1 匿名加工情報の作成等の現状について

(現状)

- 民間事業者、国の行政機関等の対応状況について(平成 29 年 12 月 1 日時点)
 - ・ 個人情報保護法の規定による匿名加工情報の作成に係る公表：
 - 150社以上

(留意事項)

- 引き続き、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人における匿名加工情報及び非識別加工情報の提供状況を把握する必要がある。

2 地方公共団体における個人情報保護条例の改正状況について

(現状)

- 平成 29 年度中に非識別加工情報の導入に係る個人情報保護条例の改正を予定している地方公共団体 (平成 29 年 12 月 1 日時点)
 - 都道府県 2 団体 (うち既に条例改正済み 1 団体)
 - 市区町村 192 団体 (うち既に条例改正済み 3 団体)

※平成 30 年度以降に非識別加工情報の導入に係る個人情報保護条例の改正を予定している地方公共団体

- 都道府県 2 団体
- 市区町村 271 団体

(検討を要するポイント)

- 個人情報保護条例等の改正は一定程度進みつつある中、更に条例改正を推進するために、どのような取組が必要と考えられるか。
- 例えば、実務上の手続き等、条例改正に必要となる情報提供の充実に加えて、非識別加工情報の活用に関する制度周知等が必要ではないか。
- 非識別加工情報を活用しようとする民間事業者が、地方公共団体の条例改正の予定時期や提案の募集時期等を簡便に把握できるよう、総務省が各団体の取組状況を把握し、公表してはどうか。

3 地方公共団体の非識別加工情報の利用ケースについて

(検討会における意見等)

- 国で統一ルール、窓口や加工のための第三者機関を設けるべきだということのだったと思うが、具体的な活用例、ニーズが見えていない中で、一般論でこの議論を進めるのは難しく、企業のニーズを聞いて検討すべきではないか。
- 共同機関で取り扱う非識別加工情報については、個人情報保護委員会の事務局レポートのように一定のユースケースを踏まえて議論するとよい。
- 自分の個人情報がどのように利用されるのかという不安は、一般の人たちには強くある。パーソナルデータの有用な利用のされ方を広報して国民に知っていただくことが重要であり、それを理解することで安心感が出てくると思う。
- 行政機関が保有する情報は、本人確認、現地確認等を行ったデータであり、質が高いと認識されており、エリアマーケティングの分析やコンテンツの充実の観点からの利用ニーズが高く、マーケティングデータにおいては、丁目レベルでの利用のニーズが高い。
- まずは、非識別加工のような仕組みによって、今まで活用できなかったデータが民間側に提供されることが重要である。次に、横展開を考える上で、ルー尔的なものも含めて検討してはどうか。
- ヒアリングで発表された活用例については、地方公共団体側が最初から地域の人数や分布情報といったある種の統計情報を提供できれば、非識別加工情報でなくてもよいのではないか。
- 非識別加工情報をそのまま使いたいというニーズが明確になったとはいえないが、民間事業者が統計情報を活用するための前段階として非識別加工情報を活用したいとのニーズを有しているのではないか。
- 非識別加工情報は、新しい仕組みでもあり、活用例というのは、何かいい例が出れば、いろいろなところに普及していくものなので、引き続き積極的に調査等を進めていくことが望ましいのではないか。

(検討を要するポイント)

- 引き続き、地方公共団体における非識別加工情報についてのニーズ等に関する調査を実施する等して、利用ケースを充実する必要があるのではないか。
- その場合、新産業の創出といった効果に加え、個人情報を加工することとなる地方公共団体にとってのメリットも整理する必要があるのではないか。

4 データ加工事業者（地方公共団体から加工を受託すること等が見込まれる事業者）から見た非識別加工情報の市場性等について

※ 第4回検討会における議論を踏まえて整理

5 円滑な非識別加工情報の作成に向けた対応について

（本ペーパーにおける用語の定義）

- ※「共同受託機関」： 地方公共団体が非識別加工情報の作成を行う際、他の地方公共団体と共同して加工を行う場合や、複数の地方公共団体が加工を行う場合に、当該加工事務の委託を受ける組織のことをいう。
- ※「作成機関」： 非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織のことをいう。

（1）共同受託機関について

（検討会における意見等）

- 個人情報の取り扱い、加工を行うファイルの信頼性を高める観点から、加工機関の認定や監督等は必要であることから、国の関与が必要であり、国における専門的な検討に当たっては、人的限りがある小規模団体にも有効な、国による一定の基準等の枠組みについての検討を期待する。
- 共同機関に一時的にせよ個人情報が集積されるとなると、「そこに委託させるのは困る」といった住民の声に対して、共同機関としてはどう受け止めるのかも要検討。
- 非識別加工情報の利活用を図るのであれば、地方の自主的な取組として、例えば広域連合といった形を考える地域があれば、それを総務省としても、支援していくことが大切ではないか。

（検討を要するポイント）

- 共同受託機関の具体化には、まずは条例改正が必要となるが、更に条例改正を推進するために、どのような取組が必要と考えられるか。（2.の「検討を要するポイント」と同様。）
- 非識別加工情報の作成に係る委託に関する情報を広く地方公共団体が共有する必要があるのではないか。
- 地方公共団体が、安心して委託を行うためには、どのような点に留意すべきか。

- 地方公共団体の自主的な相互協力により、事務の共同処理を行おうとする取組に対する支援を検討する必要があるのではないか。
- 加工を担う事業者の実態も踏まえたうえで、検討を行う必要があるのではないか。

(2) 作成機関について

(検討会における意見等)

- 提案する民間事業者、地方公共団体の双方にとってメリットのある制度構築、また、民間事業者の提案から加工情報の提供まで、ワンストップで行える仕組みを検討するに当たり、民間事業者からの提案を効率的に実現する観点から、法律による制度化が必要ではないか。
- 個人情報取り扱い、加工を行うファイルの信頼性を高める観点から、加工機関の認定や監督等は必要であることから、国の関与が必要であり、国における専門的な検討に当たっては、人的限りがある小規模団体にも有効な、国による一定の基準等の枠組みについての検討を期待する。(再掲)
- 共同機関に一時的にせよ個人情報が集積されるとなると、「そこに委託させるのは困る」といった住民の声に対して、共同機関としてはどう受け止めるのかも要検討。(再掲)
- 機関の検討に当たっても市民に対する説明責任を果たせるよう市として十分に安全だと思われる仕組みを作りたい。

(検討を要するポイント)

- 作成機関における非識別加工情報の作成目的等を明確にする観点から、民間事業者の提案を前提とすることとしてはどうか。
- 作成機関における非識別加工情報の作成対象情報の範囲について、どう考えるか。
- 地方公共団体が作成機関に対し、個人情報を提供する際に留意すべき点は何か。
- 加工を担う事業者の実態も踏まえたうえで、検討を行う必要があるのではないか。

(3) 共通の提案受付窓口

(検討を要するポイント)

- 共通の提案受付窓口は、上記(1)、(2)の機関に応じて、どのような業務を担うこととなるのか。

6 制度の枠組みを検討する際の論点について

(検討会における意見等)

- 我が国の個人情報保護法制については、国の法律よりも地方公共団体の条例が先行して制定されており、個人情報の適正な取扱いといった「保護」を中心とした施策を実施してきたところであるが、今回の改正は、官民データの活用推進による新産業の創出等、これまでの「保護中心の施策」とは全く別の「利活用の施策」であることから、現行の「保護中心」の法体系は維持しつつ、新たな施策である「利活用」に特化した法整備の検討が必要ではないか。
- 提案する民間事業者、地方公共団体の双方にとってメリットのある制度構築、また、民間事業者の提案から加工情報の提供まで、ワンストップで行える仕組みを検討するに当たり、民間事業者からの提案を効率的に実現する観点から、法律による制度化の検討も必要ではないか。(再掲)
- 地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用に向けて、地方公共団体が個人情報保護条例の改正を繰り返し行わなければならないような事態は避けるべきであり、国の法令によって、統一的な仕組みを実現し、個人情報保護条例は改正不要とするか、法律により代替することによって解決されるような措置が必要ではないか。

7 その他の検討課題について (主に技術検討 WG での検討事項等)

(1) 地方公共団体の特性に応じた加工基準

- 国のガイドラインの内容を基本として、地方公共団体の保有する個人情報の特性を踏まえ、非識別加工情報の作成方法に関する基準のガイドラインを作成してはどうか。
- ガイドラインにおいて、地方公共団体の保有するデータの悉皆性を踏まえ、加工方法としてサンプリングを例示してはどうか。
- サンプリングの効用は高く認めるべきであるが、サンプリングを行えば安全性が保証されるわけではないことに注意すべきではないか。

(検討を要するポイント)

- 地方公共団体の保有する個人情報の特性に応じた加工基準について、地方公共団体向けのガイドラインを整理してはどうか。

(2) 地方公共団体の非識別加工情報等に関する安全管理措置等

(検討を要するポイント)

- 国の非識別加工情報に関する安全管理措置等の内容を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報等に関する安全管理措置等について、留意すべき点がないか整理してはどうか。

以上